

佐久市職員ストレスチェック業務委託事業者審査委員会設置要領

(設置)

第1条 佐久市職員ストレスチェック業務について、事業の円滑な推進を図り公正かつ適正な審査及び評価を行うため、佐久市職員ストレスチェック業務委託事業者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) プロポーザル実施要領の承認に関すること。
- (2) 企画提案等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、総務部長をもって充て、副委員長は、総務課長をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる職員で組織する。

市産業医	市衛生管理者
佐久市職員労働組合執行委員長	自治労佐久市職員労働組合執行委員長

(任期)

第4条 委員の任期は、任命又は委嘱の日から企画提案の審査終了の日までとする。

(委員長等)

第5条 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料等の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部総務課人事係が行う。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は令和3年6月22日から施行する。